

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について (医療的ケア児関連)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



➤ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

➤ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

【障害者向けサービス】

- 生活介護



➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



➤ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者支援する体制を有している場合を評価する。

➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

医療的ケア児者に対する支援の充実①

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。

看護職員加配加算（障害児通所施設）

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 看護職員加配加算の創設

- ・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

- ① 看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**のいずれかに該当する利用者の数が1名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：200単位/日）
- ② 看護職員を2名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：400単位/日）
- ③ 看護職員を3名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が9名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：600単位/日）

常勤看護職員等配置加算（生活介護）

常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、**判定スコア**の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設。

- 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）（従来からの区分）
 - ※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合
 - （1）利用定員が20人以下 28単位/日
- 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
 - ※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合
 - （1）利用定員が20人以下 56単位/日



看護職員配置加算（福祉型障害児入所施設）

○ 看護職員配置加算の見直し

- ・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

人員配置基準に加え、看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上

【例：入所定員が10人以下の知的障害児入所施設】

- 看護職員配置加算（Ⅰ）（現行のとおり）
 - ・ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合 141単位/日
- 看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
 - ・ 上記に加え、看護職員が常勤換算で1人以上配置され、一定の基準を満たす障害児がいる場合 145単位/日

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8
- 6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3/日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

判定スコア



医療的ケア児者に対する支援の充実②

医療連携体制加算の拡充（短期入所、障害児通所支援）

- 医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児者に対して看護を行った場合を評価する本加算について、長時間支援を評価する区分を設ける。

	イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位/日（利用者1人）
	ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位/日（2人～8人）
	ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位/日
	ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位/日
新設	ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	1,000単位/日（利用者1人）
新設	ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	500単位/日（2人～8人）

※（Ⅰ）、（Ⅱ）は4時間未満に適用し、
（Ⅴ）、（Ⅵ）は4時間を超えた支援に適用



送迎加算の拡充（障害児通所支援）

- 送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることから、手厚い人員配置体制で送迎を行うことを評価する。

イ	障害児（重症心身障害児以外）	片道54単位/回 +37単位/回※
ロ	重症心身障害児	片道37単位/回

※ 看護職員加配加算を算定する事業所で、医療的ケアを行うため、運転手に加え、職員を1名以上配置して送迎を行った場合に更に加算。



福祉型強化短期入所サービスの創設

- 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として創設。

【人員配置基準】

- ・ 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置。
- ・ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置。

- 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）※
 - ・ 区分6 1,096単位
 - ※ 短期入所のみ利用する場合

※ このほか、判定スコアのいずれかの項目に該当する者を受け入れる場合などを評価。



計画相談支援・障害児相談支援

- **要医療児者支援体制加算の創設**
 - ・ 医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するため、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。（35単位/月）
- **医療・保育・教育機関等連携加算の創設**
 - ・ サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算。（100単位/月）



医療的ケア児者に関する主な加算の取得状況①(平成30年6月分)

看護職員加配加算(障害児通所施設)

○児童発達支援(5,834事業所中)

	請求事業所数	(算定者数)
看護職員加配加算Ⅰ	234事業所	(5,128人)
看護職員加配加算Ⅱ	20事業所	(151人)
看護職員加配加算Ⅲ	1事業所	(29人)

○放課後等デイサービス(12,535事業所中)

	請求事業所数	(算定者数)
看護職員加配加算Ⅰ	258事業所	(3,990人)
看護職員加配加算Ⅱ	18事業所	(173人)
看護職員加配加算Ⅲ	1事業所	(1人)

看護職員配置加算(福祉型障害児入所施設)

○福祉型障害児入所施設(185事業所中)

	請求事業所数	(算定者数)
看護職員加配加算Ⅰ	101事業所	(940人)
看護職員加配加算Ⅱ	1事業所	(4人)

常勤看護職員等配置加算(生活介護)

○生活介護(10,149事業所中)

	請求事業所数	(算定者数)
常勤看護職員等配置加算Ⅰ	3,475事業所	(137,212人)
常勤看護職員等配置加算Ⅱ	917事業所	(49,982人)

※算定者数は報酬の算定対象となった障害児(者)等の人数であり、医療的ケア児の人数のみを示すものではない。
 ※放課後等デイサービスは、平日の授業終了後に実施している事業所数・算定者数。(休業日を除いている)

医療的ケア児者に関する主な加算の取得状況②(平成30年6月分)

医療連携体制加算の拡充（短期入所、障害児通所支援）

○短期入所（4,707事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
医療連携体制加算Ⅰ	23事業所	(42人)
医療連携体制加算Ⅱ	12事業所	(158人)
医療連携体制加算Ⅲ	1事業所	(2人)
医療連携体制加算Ⅳ	11事業所	(18人)
医療連携体制加算Ⅴ	102事業所	(1,514人)
医療連携体制加算Ⅵ	4事業所	(12人)
医療連携体制加算Ⅶ	4事業所	(23人)

○児童発達支援（5,834事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
医療連携体制加算Ⅰ	43事業所	(87人)
医療連携体制加算Ⅱ	50事業所	(260人)
医療連携体制加算Ⅲ	3事業所	(10人)
医療連携体制加算Ⅳ	6事業所	(10人)
医療連携体制加算Ⅴ	15事業所	(30人)
医療連携体制加算Ⅵ	29事業所	(156人)

○放課後等デイサービス（12,535事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
医療連携体制加算Ⅰ	138事業所	(218人)
医療連携体制加算Ⅱ	126事業所	(1,074人)
医療連携体制加算Ⅲ	4事業所	(12人)
医療連携体制加算Ⅳ	28事業所	(60人)
医療連携体制加算Ⅴ	28事業所	(35人)
医療連携体制加算Ⅵ	32事業所	(195人)

福祉型強化短期入所サービスの創設

○短期入所（4,707事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）	192事業所	(1,580人)

送迎加算の拡充（障害児通所支援）

○児童発達支援（5,834事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
障害児（重症心身障害児以外）	3,057事業所	(19,510人)
医ケア児等加算	19事業所	(60人)
重症心身障害児	213事業所	(748人)

○放課後等デイサービス（12,535事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
障害児（重症心身障害児以外）	10,832事業所	(156,388人)
医ケア児等加算	42事業所	(115人)
重症心身障害児	473事業所	(3,709人)

計画相談支援・障害児相談支援

○計画相談支援（7,938事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
要医療児者支援体制加算	84事業所	(2,444人)
医療・保育・教育機関等連携加算	342事業所	(849人)

○障害児相談支援（4,411事業所中）

	請求事業所数	(算定者数)
要医療児者支援体制加算	75事業所	(1,044人)
医療・保育・教育機関等連携加算	322事業所	(964人)